



厚生労働省

東京労働局発表  
平成24年7月27日

担 当	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第一課長 水戸 常博
	需給調整事業第二課長 松井 勝
	需給調整事業第一課長補佐 新田 徹則
	需給調整事業第二課長補佐 伊藤 慎吾
	電話 03-3452-1471
	FAX 03-3452-8661

## 「労働者派遣法改正法セミナー」を開催

～ この秋から、労働者派遣法が変わります！ ～

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「労働者派遣法改正法」という。）は、平成24年4月6日に公布され、平成24年10月1日施行が検討されています。

東京労働局（局長 山田 亮）では、労働者派遣法改正法が円滑かつ着実な施行を図り、労働者派遣事業の適正な運営並びに派遣労働者の保護及び雇用の安定を図るため、主な改正点を解説する「労働者派遣法改正法セミナー」を開催いたします。

### 1 開催日時・場所

開催日時（①～⑫は同一内容です）		開催場所	対象
8月 3日（金）	① 10:00～12:00	文京シビックホール （文京区春日1-16-21）	A 指定の派遣 元事業所
	② 14:00～16:00		
8月24日（金）	③ 10:00～12:00	メルパルクホール （港区芝公園2-5-20）	A 指定の派遣 元事業所 及び B 受講予約を された方
	④ 14:00～16:00		
9月 3日（月）	⑤ 10:00～12:00	文京シビックホール （文京区春日1-16-21）	
	⑥ 14:00～16:00		
9月 4日（火）	⑦ 10:00～12:00		
	⑧ 14:00～16:00		
9月 5日（水）	⑨ 10:00～12:00		
	⑩ 14:00～16:00		
9月11日（火）	⑪ 10:00～12:00	立川市市民会館 （立川市錦町3-3-20）	
	⑫ 14:00～16:00		

※この他首都圏各局でも、開催を予定しています。

### 2 対象

- A 派遣元事業所（都内の派遣元事業所に対し、指定の日時をご案内済み。）
- B 派遣先事業主、労働者、その他関心がある方

### 3 受講可能者数

全 12 回開催、延べ約 20,000 人

### 4 予約申込方法

- ・ 東京労働局のホームページ又は都内最寄りのハローワーク等に備え付けのリーフレットの裏面「セミナー予約申込書」を F A X 又は郵送でお送りください。
- ・ 締め切りは 8 月 17 日（金）（必着）
- ・ 定員の都合上、予約申込みのご希望に沿えない場合があります。ご希望に沿えない場合は、当労働局からご連絡を差し上げます。
- ・ 定員に余裕がある場合は、8 月 20 日（月）以降も予約申込を受け付けますので、東京労働局のホームページで予約受付状況をご確認ください。

### 5 お問い合わせ

東京労働局 需給調整事業部

〒108-0022 港区海岸3-9-45

☎03-3452-1471 FAX03-3452-9502

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 労働者派遣法改正法

(参考)

### 事業規制の強化

- ・ 日雇派遣（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止（適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外）
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

### 派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開を義務化
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- ・ 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

### 違法派遣に対する迅速・的確な対処

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

- ※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記
- ※ 「登録型派遣の在り方」、「製造業務派遣の在り方」、「特定労働者派遣事業の在り方」を検討事項とする。

施行期日：公布の日から6か月以内の政令で定める日（労働契約申込みみなし制度の施行日は、法の施行から3年経過後）

### 【国会での主な修正点】

- 「登録型派遣・製造業務派遣の原則禁止」の削除、「登録型派遣・製造業務派遣の在り方」を検討事項とする。
- 原則禁止される日雇派遣の範囲を「2ヶ月以内」から「30日以内」に修正、原則禁止の例外に「雇用機会の確保が特に困難な場合等」を追加。
- 労働契約申込みみなし制度の施行日を「法の施行から3年経過後」に延期。